

開業医共済休業保障制度普通共済約款 新旧対照表

(下線が変更部分)

新	旧	備考
<p>(共済契約内容の変更－減口)</p> <p>第 16 条 共済契約者は、所定の様式による届出により、将来に向かって口数の減少（以下「減口」といいます。）の申込をすることができます。ただし、第 34 条（共済契約の自動継続）の規定により共済契約が継続される場合に、被共済者の年齢により次の各号のいずれかに該当することになった場合は、減口の申込があったものとみなし、届出を必要としません。</p> <p>(1) 継続前の共済契約（以下「継続前契約」といいます。）における口数が 6 口以上であり、継続後の共済契約（以下「継続後契約」といいます。）の契約年齢が <u>65</u> 歳である場合には、5 口を超える口。</p> <p>(2) 継続前契約における口数が 4 口以上であり、継続後契約の契約年齢が 70 歳である場合には、3 口を超える口。</p> <p>(3) 継続前契約における口数が 6 口以上であり、第 13 条（共済契約口数の限度）第 1 項第 2 号②に該当することになったときの 5 口を超える口。</p> <p>(4) 継続前契約における口数が 4 口以上であり、第 13 条（共済契約口数の限度）第 1 項第 2 号③に該当することになったときの 3 口を超える口。</p> <p>2. 前項に基づく減口日は、その事実があった日の属する月の翌月 1 日とし、特定傷病等不担保特約が付加されている口（契約日と同じ場合は付番された口番号の大きい口）から順に減口するものとします。ただし、特定傷病等不担保特約が付加されている口がない場合は、契約日の遅い口から順に減口するものとします。</p>	<p>(共済契約内容の変更－減口)</p> <p>第 16 条 共済契約者は、所定の様式による届出により、将来に向かって口数の減少（以下「減口」といいます。）の申込をすることができます。ただし、第 34 条（共済契約の自動継続）の規定により共済契約が継続される場合に、被共済者の年齢により次の各号のいずれかに該当することになった場合は、減口の申込があったものとみなし、届出を必要としません。</p> <p>(1) 継続前の共済契約（以下「継続前契約」といいます。）における口数が 6 口以上であり、継続後の共済契約（以下「継続後契約」といいます。）の契約年齢が <u>60</u> 歳である場合には、5 口を超える口。<u>ただし、継続後契約の契約年齢が 60 歳であっても医業収入が当組合の定める規定を満たす場合は、契約年齢が 65 歳に到達したときの 5 口を超える口。</u></p> <p>(2) 継続前契約における口数が 4 口以上であり、継続後契約の契約年齢が 70 歳である場合には、3 口を超える口。</p> <p>(3) 継続前契約における口数が 6 口以上であり、第 13 条（共済契約口数の限度）第 1 項第 2 号③に該当することになったときの 5 口を超える口。</p> <p>(4) 継続前契約における口数が 4 口以上であり、第 13 条（共済契約口数の限度）第 1 項第 2 号④に該当することになったときの 3 口を超える口。</p> <p>2. 前項に基づく減口日は、その事実があった日の属する月の翌月 1 日とし、特定傷病等不担保特約が付加されている口（契約日と同じ場合は付番された口番号の大きい口）から順に減口するものとします。ただし、特定傷病等不担保特約が付加されている口がない場合は、契約日の遅い口から順に減口するものとします。</p>	<p></p> <p>(変更) (削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>